

令和5年5月1日  
(2023年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

### 市立小・中学校における今後の教育活動について

平素より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、本市におきましては5月8日（月）以降、下記のとおりの対応といたします。

なお、必要に応じて変更が生じる場合がありますので、その都度お知らせいたします。趣旨をご理解のうえ、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

#### 記

- 1 児童・生徒及び教職員にマスクの着用を求める基本とします。児童・生徒本人や保護者等の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないよう市立小中学校へ通知しています。マスクの着脱がいじめや差別につながらないよう学校と連携し対応してまいります。
- 2 授業、学校行事、宿泊行事、校外学習、課外クラブ・部活動については、基本的な感染防止対策を徹底したうえで実施します。
- 3 給食及び昼食については、手指衛生、座席配置の工夫、適切な換気の確保等、基本的な感染対策を実施します。
- 4 新型コロナウイルス感染者確認に伴う臨時休業(学級閉鎖)の考え方については、直近3日間に登校している児童・生徒のうち、陽性者及び38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻汁、鼻閉のうち、いずれか1つ）を呈する者がクラスの15%以上発生している場合、翌日より3日間を学級閉鎖とします。
- 5 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の対応については、本人に症状があり医療機関において検査を受け結果が出るまで出席停止とします。また、本人が医師により陽性と診断された場合、発症日翌日から5日間を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで出席停止とします。また、濃厚接触者を特定することはありません。
- 6 ご家庭におかれましても、改めて以下の対応をお願いいたします。
  - (1) お子様の心身の状況に合わせて、無理なく登校させてください。登校に不安がある場合は、不安を解消する方策や登校できない時の学習支援等について、ご遠慮なく学校にご相談ください。
  - (2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されますが、感染力が弱くなっている訳ではありませんので、引き続き、登校前に検温等により健康状態が良好であることを確認したうえで、登校させてください。
  - (3) 本人が新型コロナウイルス感染症の検査を実施することとなった場合や陽性となった場合、また、本人が風邪症状等の体調不良となった場合は、速やかに学校に連絡をお願いいたします。
  - (4) 自費検査で陽性が確認された場合や、先に陽性となった家族からの感染が明らかな場合でも、必ず学校へ連絡をお願いいたします。なお、医師による陽性の診断がない場合は欠席扱いとなりますので、すみやかに医療機関を受診させてください。